

## 指定期間(応答期間)に対する 韓国の規定変更のご案内

韓国特許庁は去る2008年3月24日付で訓令第544号により特許・実用新案審査事務取扱い規定を改定しました。これによって“指定期間(拒絶理由に対する応答期間)延長”に関する韓国実務の重要な変化が起こり、2008年7月1日付の拒絶理由通知件から適用されています。

### 1. 従来の実務

従来は、指定期間延長において、出願人が期間延長を申請すれば特別な事情がない限りその申請を承認し、殆ど自動的に期間延長が可能だったことが韓国の特許実務でした。法律の規定(特許法第15条第2項)によりますと、担当審査官の‘裁量’によって指定期間延長可否を決定できたため、期間延長を不許することもできました。しかし、その‘裁量’の許容範囲がどの程度かにつきましては具体的な基準がなかったため、出願人の指定期間延長申請を特に制限せず、許容していたのです。

### 2. 改定された指定期間に対する韓国特許庁の規定

改定された内容は、所謂“2+4”と言います。

拒絶理由通知時に最初の2ヶ月を指定期間として定めます。出願人が延長申請をする場合、追加の4ヶ月は“自動的に”期間延長を承認します。結局、拒絶理由通知日から6ヶ月までは特別な制限なく指定期間を延長することが出来ます。しかし、6ヶ月(2+4)を超える場合、**即ち延長申請期間が4ヶ月を超える場合は**、担当審査官がその期間延長申請可否を具体的に判断することになります(例外的にのみ認めるという趣旨)。よって、出願人は延長申請期間が4ヶ月を超える理由を具体的に疎明しなければならないという負担を抱えることとなります。

	指定期間	延長期間 (自動承認)	例外的承認
即ち、延長申請が4ヶ月を超える理由に対する具体的な疎明がなければ、延長申請に対して不認定通知をするというものです。ところが、指定期間延長申請が4ヶ月を超える場合、出願人が何を疎明し、審査官はその超過申請がどのような例外的な基準に該当するのかを定めることが鍵になります。特許庁の‘超過期間認定事由’は下記の通りです。但し、下記事項のうち第三者が審査請求したときは、①～⑤の場合でも超過期間延長は認められません。	2ヶ月	4ヶ月	?
	.	申請書の提出のみ	申請書+疎明書

#### ※超過期間の認定事由

- ① 期間満了前、1ヶ月以内に最初に代理人を選任したり選任された代理人全てを解任・変更した場合
- ② 期間満了前1ヶ月以内に出願人変更申告書を提出した場合
- ③ 期間満了前2ヶ月以内に外国特許庁の審査結果を受け取った場合であって、同審査結果を補正書に反映しようとする場合(この場合は申請書の提出時に該当審査結果通知書写本およびその基になった請求範囲の写本も併せて提出しなければならない)
- ④ 意見提出通知書(拒絶理由通知書)の送達が1ヶ月以上遅延した場合(1ヶ月の追加延長可能)

- ⑤ 原出願または分割出願が審判や訴訟に係留中の場合
- ⑥ 拒絶理由に対して試験および結果測定に期間がさらに必要な場合
- ⑦ 出願人が責任を取れない事由の発生等、期間延長が不可欠だと審査官が認める場合

上の⑥と⑦は未だ多少抽象的なため、今後の特許審査指針書改定時により具体的な基準を設けるといことが特許庁の計画です。

### 3. 出願人の効果的な対応に対する参考事項

**(1) 遅くとも最後の期限から2～3週前には疎明書の提出と共に超過期間延長を申請することが好ましいです。**

もし担当審査官がこれを認めなければ、結局指定期間内に意見書を提出していないものと見なし拒絶決定が下されます。また、超過期間延長を申請する場合、担当審査官は該当書類が移送された日から2週以内に決定するように規定されているため、不測の拒絶決定を予防するためには、疎明書を事前に準備して遅くとも最後の期限から2～3週前には疎明書の提出と共に超過期間延長を申請することが好ましいです。

**(2) 数ヶ月ずつ一括して延長することができます。**

従来は、毎回1ヶ月ずつ期間延長を許容することが原則でしたが、改定された事務取扱規定によりますと、延長可能期間は原則的に4ヶ月ですが、これを1ヶ月ずつ4回期間延長することもでき、1回に4ヶ月の期間延長を申請することもできます。即ち、2ヶ月以上一括して提出することができ、この方法は疎明書の提出を減らすことができるため経済的であり、また、十分な時間を確保できるという点でも有利です。

このとき担当審査官は、超過期間を徒過した該当2ヶ月以上の延長申請期間を全て承認することもでき、そのうちの一部期間だけを承認し、残りの期間は不承認通知をすることもできます。

担当審査官の不承認通知につきましては不服することができないため、後者の場合は最後の期限が予め定められることになり、その期限内に意見書の提出を準備しなければなりません。

以上